

権茸の原木害菌被害に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年三月七日

参議院議長 河野謙三殿

星

野

力

椎茸の原木害菌被害に関する質問主意書

昭和四十五年ごろから大分県をはじめ、宮崎県、熊本県など九州を中心として椎茸生産を根底から破壊するような椎茸の原木被害が発生している。関係機関、生産者の大変な努力にもかかわらず、まだ終息の目鼻がつかないばかりか、むしろ被害が分散拡大されている。

このまま推移すれば、乾椎茸生産は壊滅の危機に陥ることは必至であり、乾椎茸生産者はもとより、乾椎茸栽培地域の発展という点からも憂慮すべき状況であるので若干の質問をする。

一 五十年度のきのこ類の概算生産額は約千二百億円にものぼつていて、このきのこ類の生産農家の保護、育成のための施策をどのようにおこなつているか。

二 害菌による被害調査の実態と原因究明のための研究の進行状況を明らかにされたい。

また、害菌被害に対する当面の対策と今後の対策をどのように考えているか。

三 きのこと類にたいする試験研究体制は、蚕糸茶業などに比べて格段の遅れである。抜本的に強化すべきではないか。

四 被害農家救済のための共済制度を早急に創設すべきだと思うが政府の考えはどうか。

五 被害農家にたいする原木購入資金などの融資枠の拡大と、希望する農家にたいして貸付ができるよう融資条件と手続きを改善すべきではないか。

六 負債問題解決のために制度融資の繰りのべをおこなうべきではないか。

七 植草栽培農家育成のための補助金を大幅に増額し、とくに被害農家への原木供給と、被害原木の処理のための、補助をおこなう考えはないか。

右質問する。